

就労・奨学金返済一体型支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、京都府中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、中小企業等が実施する従業員の奨学金返済支援の取組を支援する補助金の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 本事業の補助対象者は、京都府内に事業所等を有し、支援対象者となる従業員への奨学金返済負担軽減支援制度を設け、手当等として、奨学金返済のための金銭を支給する中小企業等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 労働関係法令に違反しているもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体
- (3) その他補助金を交付することが適当でないと認められるもの

(定義)

第3条 この要領において「中小企業等」とは、府内に営業所又は事業所を有する中小企業者、府内に主たる事業所を有する組合(中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等をいう。)、特定非営利活動法人及び社会福祉法人その他知事が特に必要と認めるものとする。ただし、次に掲げる企業は、含まないものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が出資している企業
 - (2) 大企業が資本の2分の1以上を出資し、又は役員を派遣するなど実質的に大企業によって経営されていると中央会が認める企業
- 2 この要領において「支援対象者」とは、補助対象者に勤務する従業員で、府内に住所を有し、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 雇用期間の定めがなく、当該中小企業等において正規雇用労働者又は多様な正社員として取り扱われていること。
 - (2) 補助金の交付申請の日(以下「申請日」という。)の属する年度の初日(4月1日。ただし、当該年度の初日の翌日以降に採用された者については、当該採用日)において中小企業等に就職後6年以内(採用された日の属する月を1箇月目とし、72箇月目となる月までとし、転職等により以前勤務していた中小企業等がある場合は、その期間を通算する。)であること。
 - (3) 申請日において、貸与等された奨学金を返済中であること。
 - (4) 申請日において、府内に所在する事業所等に勤務していること。
 - (5) 申請日の属する年度末又は事業実績報告時において、申請時と同じ中小企業等に在籍していること。
 - (6) 補助対象者が個人事業主(実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人等を含む。)である場合においては、当該事業主と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く。
- 3 この要領において「奨学金」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ただし、特定の分野における人材確保を目的とする別表第1に掲げるものについては、除く。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- (2) 地方公共団体、大学及び民間企業などが貸与する学資金
- (3) その他知事が特に必要と認めるもの

(補助事業の内容)

第4条 補助事業の内容は、補助対象者が就業規則又は賃金規程など明確に定めた文書に基づき、支援対象者に対し、奨学金返済支援のための手当等を支給する事業とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助事業のうち、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助対象期間、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の申請等)

第6条 補助金の交付を申請しようとする中小企業等は、就労・奨学金返済一体型支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、中央会が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 支援対象者の雇用契約書又は雇入れ通知書の写し
- (2) 支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (3) 住民票又は運転免許証など官公署が発行した支援対象者の住所を確認できる書類の写し
- (4) 従業員名簿又は組織図など支援対象者の勤務地が分かる書類
- (5) 独立行政法人日本学生支援機構の口座振替加入通知など支援対象者の年間返済額が分かる書類の写し
- (6) 就業規則又は賃金規程など手当等の支給根拠が分かる書類
- (7) 京都府税の納税証明書など京都府税に滞納がないことを証明するものの写し
- (8) その他中央会が必要と認める書類

- 2 補助対象者が、補助金の交付決定前に補助事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、就労・奨学金返済一体型支援事業事前着手届（様式第2号）を中央会に提出し、その承認を得たときは、この限りでない。この場合でも、当該事業年度の4月1日より前に遡ることはできない。

(補助金の交付の決定等)

第7条 中央会は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容等により審査等を行うものとし、その審査等の結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。なお、中央会は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付を決定できるものとする。

- 2 中央会は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助対象者は、前条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、中央会が別に

定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取下げることができる。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第9条 補助対象者は、事業の内容を変更しようとするときは、就労・奨学金返済一体型支援事業変更承認申請書(様式第3号)を中央会に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 補助対象者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、就労・奨学金返済一体型支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を中央会に提出しなければならない。

3 中央会は、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助事業遂行の義務)

第10条 補助対象者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

2 補助対象者は、事業遂行状況の報告を求められた時は、中央会が別に定める期日までに報告しなければならない。

3 中央会は、前項の報告があった場合、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うものとする。

(補助事業の実績報告)

第11条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、中央会が別に定める日までに、就労・奨学金返済一体型支援事業実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて、中央会に提出しなければならない。

(1) 給与明細書又は賃金台帳など支援対象者に支給した手当等の月ごとの実績が分かる書類の写し

(2) その他中央会が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第12条 中央会は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行う。これにより、当該事業の成果が交付決定の内容(ただし、第9条第3項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 中央会は、補助対象者が補助金を他の用途に使用するなど、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 中央会は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 中央会は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、中央会が別に定める期日までに返還を命じるものとする。

(立入検査等)

第 15 条 中央会は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助対象者に対して報告させ、又はその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他を検査することができる。

(補助金の支払、請求)

第 16 条 中央会は、第 10 条第 3 項により事業遂行状況の確認を行った後又は、第 12 条により補助金の額を確定した後、補助金を補助対象者に対し支払うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、就労・奨学金返済一体型支援事業支払請求書（様式第 6 号）により、中央会に補助金の支払請求を行うものとする。

(補助金の経理)

第 17 条 補助対象者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第 18 条 この要領により中央会に提出する書類の部数は、1 部とする。

(補 則)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、中央会が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年度の補助金から適用する。

別表第 1 (第 3 条関係)

京都府看護師等修学資金

京都府立病院看護師等修学資金

京都府介護福祉士修学資金

京都府社会福祉士修学資金

京都府理学療法士等修学資金

京都府立看護学校修学資金

京都府地域医療確保奨学金

社会福祉法人京都府社会福祉協議会保育士修学資金

京都府立農業大学校修学資金

京都府立林業大学校修学資金

市立福知山市民病院医師養成確保奨学金

福知山市介護福祉士育成修学資金

舞鶴市地域医療確保奨学金

舞鶴市介護福祉士育成修学資金

公益財団法人綾部市医療公社奨学資金

綾部市介護福祉士育成修学資金

宮津市地域医療確保奨学金

宮津市看護師等修学資金

宮津市介護福祉士修学資金

京丹後市医療確保奨学金
京丹後市立病院看護師等修学資金
京丹波町医師確保奨学金
与謝野町地域医療確保奨学金
与謝野町看護師等修学資金
伊根町保健婦修学資金
伊根町地域医療確保奨学金
伊根町看護師等修学資金

別表第 2 (第 5 条関係)

補助対象経費	補助対象者が支援対象者に対して奨学金返済支援のために支給する 手当等
補助対象期間	補助金の交付のあった年度の 3 月 31 日まで
補 助 率	2 分の 1
補 助 限 度 額	支援対象者の対象奨学金の年間返済額の 1 万円を超える部分の 2 分 の 1 の額又は補助対象者が当該年度に支援対象者に支給した額の 2 分の 1 の額のいずれか低い額の範囲内であって、就職後 3 年目以内 の支援対象者 1 人当たり年額 9 万円、就職後 4 年から 6 年目までの 支援対象者 1 人当たり年額 6 万円